## 意見書 (要約)

当ネットは、平成 30 年 2 月 13 日千葉県教育委員会(以下「県教委」という) に対して「子どもたちが安全に安心して通える学校を求める請願書」を提案しましたが、これを教育長は県教育委員会会議に諮る必要性がないと報告しました。その理由を当ネット が述べたように「教職員の体罰・わいせつ行為・暴言」等の不法行為は、被害者の子ど もの人権擁護・児童福祉の視点から暴力・虐待問題(「学校内虐待」)として捉えるので はなく、従来通り「教職員の不祥事問題」であり、教員個人の問題であるとして、既存 の教員への懲戒処分と児童生徒への相談体制で十分に機能しており、対応できているの で、県教委の県民への責任は果たしているという姿勢です。

しかしながら、本事件の被害児童は、県費職員であり当該自治体の地方公務員である 教員から理不尽な人権侵害(セクハラ行為ではなく、性虐待・性犯罪)を受けて深く心 理的な傷を負うこと (PTSD・心的外傷後ストレス障害) になった直接的な一次被害(性 虐待)のみならず、更に地方教委は被害児童を適切に保護せず、被害児童の意見表明権 も保障せず、被害児童・保護者への丁寧な説明責任も果たさず、児童虐待・児童福祉対 応の基本を理解していない地方教委の不適切な事後対応(ネグレクト)による人権侵害 (二次被害)を受け、長期の不登校状態になって苦しんでいます。これは県教委も虐待 対応(性虐待)を理解しておらず、対応プログラムを整備していなかったので、地方教 委への適切な助言ができず対応をネグレクトした結果です。

このような対応は、9年前の平成 22 年に千葉県(浦安市も被告)が浦安市立小学校で 知的障害ある女子児童に対し教員がわいせつ行為を行ったことによる国賠訴訟 (東京高 裁)で敗訴した当時と何ら変わっていません。これらのことからも教育長の報告は事実 に反しています。

県教育長は、このような本事件の小学校・地方教委と県教委の事後対応の問題性と向き合い、県教委の責任を果たすことが出来ていない現体制を組織として真摯に反省すべきであり、教員による性暴力・性虐待を防げず被害児童の人権(安全)を守れなかったことについて率直に認め、被害児童と保護者に謝罪するべきです。

そもそも学校教育において、憲法・児童の権利に関する条約・教育基本法・児童福祉 法・児童虐待防止に関する法律等の法令に基づき、子どもは、その最善の利益が優先し て考慮され、心身ともに健やかに育成される環境で学習する権利が保障されおり、「教育 の地方自治の原則」により、地方教育行政(県教委・地方教委)はこれを実現するため に、独自に「学校内虐待の対応プログラム」を条例・規則等に制定し、実施する責任が あります。さらに国及び地方行政(千葉県を含む)は、「国連・子どもの権利委員会」か ら児童の権利に関する条約に基づく勧告を何度もされているように、子どもの人権擁護 のために「子どもの権利に関する包括的な法律の制定」や、「子どもの権利救済のための 独立した機関の設置(子どもオンブズマン制度)」等を整備する責任を子どもたち一人ひとりに対して負っています。

よって、千葉県知事と千葉県教育委員会・県教育長は、学校教育において「子どもの人権」が確実に保障され実現する責任を負っていることを社会的使命として自覚し、新たな子どもの人権擁護制度(子どもが教職員等から受ける「体罰・わいせつ行為・暴言等」の暴力は学校内虐待として、これを予防・対応・防止するために、虐待対応の体制)を整備すること及び、被害児童・生徒の意見表明権を保障するために、既に多くの自治体で作られている第三者機関として「子どもオンブズマン制度」を速やかに整備することを求めます。

2019 年 (平成 31 年) 1 月 30 日 NPO 法人千葉こどもサポートネット